

# 法学嫌いをなくす学習方法

加賀山茂=渡辺靖明『子供のための法学入門』の紹介を兼ねて



名古屋大学・明治学院大学  
名誉教授 加賀山茂



# 法学嫌いをなくす学習方法 目次

- I 序:嫌われ者の法律だが,世界のトップリーダーに共通の資質は法学部出身?
- II 法律がわかりにくい原因
  - 1. 日常用語が使われていても,法律用語になると,途端に区別が厳密になる
  - 2. 外国語の翻訳が多くて難しい
  - 3. 学説が多岐に分かれていて学習しにくい
- III 法律が毛嫌いされる理由:法律家の常識は世間の非常識
  - 1. 泥棒でも20年間居座れば法律上は自分のものになる
  - 2. 借金でも5年間踏み倒せば無罪放免となる
  - 3. 隣からはみ出してきたの木の枝は,勝手に切れないが,木の根は勝手に切ってもよい?
- IV 法律にも良い点はある
  - 1. 法律にも判例にも著作権がない(著作権フリー)ので,タダで学習ができる
  - 2. 原典はただ一つで,誰とでも共有でき,しかも変更可能
  - 3. 法律を学習すると世界平和に貢献できる
- V 法学をマスターするための効率的な学習方法
  - 1. これまでの学習方法
  - 2. ゼミや臨床法学教育での学習方法
  - 3. 今後の学習方法⇒加賀山茂=渡辺靖明『子供のための法学入門』の紹介
- VI 参考文献



# I 序

嫌われ者の法律だが，世界のトップリーダーに  
共通の資質は法学部出身？

- 1. 法学部の卒業生の中でも，法律を好きな人は多くない。
- 2. しかし，世界のトップリーダーには，法学部出身者が圧倒的に多い。
- 3. このギャップはなぜか。そして，法学を学んだ人がリーダーになるのはなぜか。



# 1. わが国の法学部卒業生

- 法学部卒業生の印象：理屈好きだが使い物にならない
  - わが国では、約100ほどの大学が法学部を設置しており、そこで法学を学んだ学生が毎年数万人程度、世の中に出ている。
  - しかし、法学部の卒業生でも、法律が好き人というのは、私の経験上も、まれである。
- 法学の卒業者はなぜ法律を使いこなせないのか
  - 法律学を学んで、条文の意味を理解し、判例を読むことができるようになったとする。
  - しかし、実際の事例が与えられた場合にその事例を適切な条文に基づいて解決する技術までマスターできないようにならないと、法学を楽しむことはできない。



## 2. 世界のリーダーには法学部出身者が多い

氏名	国	役職	出身学部・大学院・職歴
バイデン	合衆国	現大統領	シラキューズ・ロースクール(弁護士)
習近平	中国	最高指導者	清華大学人文社会科学学院大学院(法学博士)
プーチン	ロシア	大統領	レニングラード大学法学部
マクロン	フランス	大統領	フランス国立行政学院(ENA)
シオルツ	ドイツ	首相	ライプツィヒ大学法学(弁護士)
尹錫悦	韓国(かんこく)	大統領	ソウル大学校法学科(検察官)
金正恩	北朝鮮	最高指導者	金日成総合大学情報工学
蔡英文	中華民国(台湾)	総統	台湾大学法学部, コーネル大学ロースクール(法学修士), ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(法学博士)
岸田文雄	日本	首相	早稲田大学法学部



# 3. 法学部出身者の資質の秘密

- 法学の目的(社会の病理現象の平和的解決)は, 医学と似ている
  - 医学が, 病気を未然に防いだり, 病気を治したりするのと比較すると, 法学は, 社会の病理現象である紛争を未然に防止したり, 紛争を平和的に解決することを目的としている。
- 法学の素養の必要性
  - 医者が必要だが, すべての人が医者になることはできない。厳しい訓練を通じてのみ, 医者になることができる。
    - 医者にならなくても, 病気を未然に防止するためにも, 応急措置を行うためにも, 医学の素養は誰にも必要。
  - すべての人が法律専門家になれるわけではない。法律をマスターするにも, 厳しい訓練が必要。
    - 法律専門家にならなくても, 紛争を未然に防止したり, 紛争を平和的に解決するきっかけを作るためにも, 法学の素養は, 誰にも必要。



## Ⅱ 法律がわかりにくい原因

- 1. 日常用語が使われていても、法律用語になると、途端に区別が厳密になる。
- 2. 外国語の翻訳が多くて難しい。
- 3. 学説が多岐に分かれていて学習しにくい。



# 1. 日常用語が使われていても，法律用語になると，途端に区別が厳密になる

(1) and: 及び，並びに

- (A and B) and C
  - A及びB並びにC
- A and (B and C)
  - A並びにB及びC

(2) Or: 又は，若しくは

- (A or B) or C
  - A若しくはB又はC
- A or (B or C)
  - A又はB若しくはC





# 憲法24条2項に対する不当な批判

## 婚姻より離婚が先に来ているのはおかしい！

### ■ 第24条【家族関係における個人の尊厳と両性の平等】

- ①婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ②配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、**離婚並びに婚姻**及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

### ■ Article 24.

- (1) Marriage shall be based only on the mutual consent of both sexes and it shall be maintained through mutual cooperation with the equal rights of husband and wife as a basis.
- (2) With regard to choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, **divorce and other matters pertaining to marriage** and the family, laws shall be enacted from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.



# 法律用語の理解による問題の解決

## ■ 憲法24条2項の正しい解釈

- ②(配偶者の選択, 財産権, 相続, 住居の選定, 離婚)並びに(婚姻)及び(家族に関するその他の事項)に関しては, 法律は, 個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して, 制定されなければならない。
- (2) With regard to (choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce) and (other matters pertaining to marriage and the family), laws shall be enacted from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.



# 並列的例示:「その他」と 包含的例示:「その他の」の区別

## ■ 第30条(失踪の宣告)

- ①不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。
- ②戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者**その他**死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止やんだ後、船舶が沈没した後又は**その他の**危難が去った後1年間明らかでないときも、前項と同様とする。



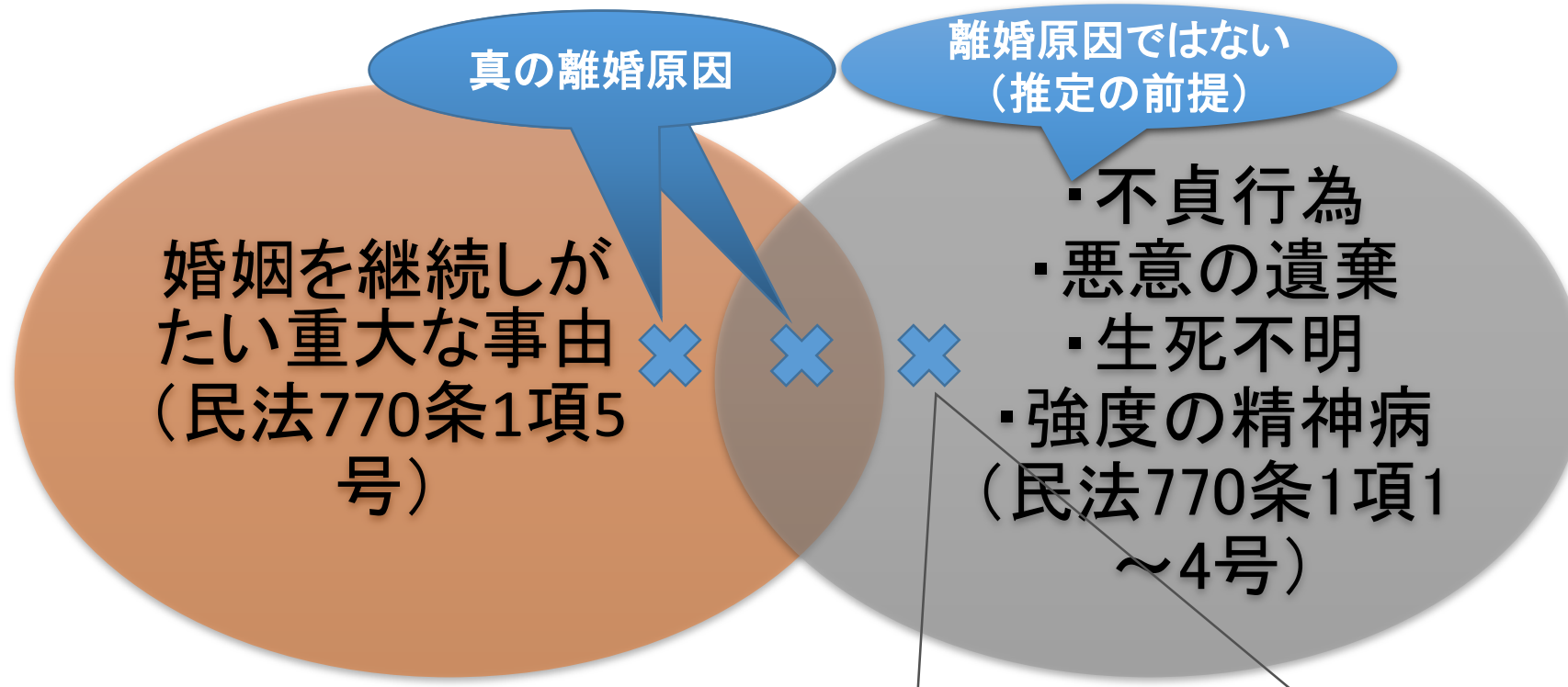
# 法律の条文でも間違いはある

## ■ 第770条（裁判上の離婚）

- ①夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。
  - 一 配偶者に不貞な行為があったとき。
  - 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
  - 三 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
  - 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
  - 五 **その他**婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。
- ②裁判所は、前項**第1号から第4号までに掲げる事由**がある場合であっても、一切の事情を考慮して婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。



# 民法770条(裁判上の離婚原因)の分析



## ■ 民法770条(裁判上の離婚)

- ②裁判所は、前項第一号から第四号までに掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して**婚姻の継続を相当と認めるときは、離婚の請求を棄却することができる。**

# 裁判上の離婚原因(改正私案)

- **民法第770条の改正私案(構造化)** ①:要件, ②:例示(推定の前提)
  - ①夫婦の一方は、**婚姻を継続し難い重大な事由**があるときに限り、離婚の訴えを提起することができる。
  - ②以下の各号に該当する場合には、**婚姻を継続し難い重大な事由**があるものと推定する。
    - 一 配偶者に不貞な行為があつたとき。
    - 一の二 配偶者から虐待を受けたとき。
    - 二 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
    - 二の二 配偶者が、第752条の規定に違反して、協力義務を履行しないとき。
    - 二の三 配偶者が、第760条の規定に違反して、婚姻費用の分担義務を履行しないとき。
    - 三 配偶者の生死が3年以上明かでないとき。
    - 三の二 夫婦が5年以上別居しているとき。(←民法改正要綱案参照)
    - 四 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込がないとき。



## 2. 外国語の翻訳が多くて難しい(1/3)

- (1) 法律行為 (Rechtsgeschäft), 行為: 意思表示を要素とする概念
  - 複数当事者の合意である**契約**が代表であるが, **遺言**のように, 一方当事者の意思表示で成立するものも含めて議論する時に便利
  - 第5条(未成年者の法律行為)
    - ①未成年者が**法律行為**をするには, その法定代理人の同意を得なければならない。ただし, 単に権利を得, 又は義務を免れる法律行為については, この限りでない。
    - ②前項の規定に反する**法律行為**は, 取り消すことができる。
    - ③第1項の規定にかかわらず, 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は, その目的の範囲内において, 未成年者が自由に処分することができる。目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも, 同様とする。



## 2. 外国語の翻訳が多くて難しい(2/3)

### ■ (2) 事務管理 (gestion d'affaire) ボランティア精神の神髄

#### ■ 第697条 (事務管理)

- ① 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、その事務の性質に従い、**最も本人の利益に適合する方法**によって、その事務の管理をしなければならない。
- ② 管理者は、本人の**意思**を知っているとき、又はこれを推知することができるときは、その**意思**に従って事務管理をしなければならない。





## 2. 外国語の翻訳が多くて難しい(3/3)

### ■ 訴訟物 (Streitgegenstand) ; 訴訟上の請求 (Anspruch)

#### ■ 請求の趣旨 (民事訴訟法134条2項2号)

■ 「被告は, 原告に対して, 金1,000万円を支払え」, とか, 「被告は, 原告に, A物件を引き渡せ」など。

#### ■ 第134条 (訴え提起の方式)

■ ① 訴えの提起は, 訴状を裁判所に提出してしなければならない。

■ ② 訴状には, 次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当事者及び法定代理人
- 二 請求の趣旨及び原因

#### ■ 既判力の範囲

■ 「被告は, 原告に対し, 1,000円を支払え」とか, 「被告は, 原告に対し, 別紙物件目録記載の建物を明け渡せ」など。

#### ■ 第114条 (既判力の範囲)

■ ① 確定判決は, 主文に包含するものに限り, 既判力を有する。

■ ② 相殺のために主張した請求の成立又は不成立の判断は, 相殺をもって対抗した額について既判力を有する。



# 3. 学説が多岐に分かれていて学習しにくい

## ■ (1) 立法事実と学説の対立

- 原典が時代に適合しなくなりつつある場合に、法律を時代に合うようするための多数の解釈が現れる。

## ■ (2) 立法理由と学説の統合

- 法律が改正されると、解釈が一つに収まることが多い。

## ■ (3) 新しい立法事実と新たな学説の対立

- しかし、そのうち、法律が時代なわなくなるので、複数の解釈が現れることになる。



# Ⅲ 法律が毛嫌いされる理由

## 法律家の常識は世間の非常識

- 1. 泥棒でも20年間居座れば法律上は自分のものになる
- 2. 借金でも5年間踏み倒せば無罪放免となる
- 3. 隣からはみ出してきたの木の枝は、勝手に切れないが、木の根は勝手に切ってもよい？



# 1. 泥棒でも20年間居座れば 法律上は自分のものになる

- (1) 所有権の証明  
は実は難しい(悪魔  
の証明)
- (2) ある時点で、歴  
史の探索を切断す  
る必要がある
- (3) 当事者が援用す  
ると裁判官を拘束  
する証明方法

## ■ 第162条(所有権の取得時効)

- ①20年間, 所有の意思をもって, 平穩  
に, かつ, 公然と他人の物を占有した者  
は, その所有権を取得する。
- ②10年間, 所有の意思をもって, 平穩  
に, かつ, 公然と他人の物を占有した者  
は, その占有の開始の時に, 善意であ  
り, かつ, 過失がなかったときは, その  
所有権を取得する。



## 2. 借金でも5年間踏み倒せば 無罪放免となる

- (1) 契約の成立は成立を主張する側が証明する
  - (2) その契約が無効だとか、弁済（消滅）していることは、反対に相手側が証明する。
  - (3) 一定期間、弁済を請求せずに放置していると、弁済したことにされる。
- 第166条（債権等の消滅時効）
    - ①債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
      - 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
      - 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。
    - ② 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。
    - ③ 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。



# 3. 隣からはみ出してきたの木の枝は，勝手に切れないが，木の根は勝手に切ってもよい？

## 旧第233条

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

- ①隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは，その竹木の所有者に，その枝を切除させることができる。
- ②隣地の竹木の根が境界線を越えるときは，その根を切り取ることができる。

## 新第233条

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

- ①土地の所有者は，隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは，その竹木の所有者に，その枝を切除させることができる。
- ②前項の場合において，竹木が数人の共有に属するときは，各共有者は，その枝を切り取ることができる。
- ③第一項の場合において，次に掲げるときは，土地の所有者は，その枝を切り取ることができる。
  - 一 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず，竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき。
  - 二 竹木の所有者を知ることができず，又はその所在を知ることができないとき。三 急迫の事情があるとき。
- ④隣地の竹木の根が境界線を越えるときは，その根を切り取ることができる。



# 改正理由（相隣関係の精神）

- (1) 必要なこと（社会的に有用なこと）はすることが許される
  - (2) しかし、それによって損害を被る人がいれば、その損害は最小限度に抑えるべき
  - (3) 必要なことはしてよい。ただし、生じる損害を最小にする方法を選択すべし。
- 新第209条（隣地の使用請求）
    - ①土地の所有者は、次に掲げる目的のため**必要な範囲内**で、隣地を使用することができる。ただし、住家については、その居住者の承諾がなければ、立ち入ることはできない。
      - 一 境界又はその付近における障壁、建物その他の工作物の築造、収去又は修繕
      - 二 境界標の調査又は境界に関する測量
      - 三 第233条第3項の規定による枝の切取り
    - ②前項の場合には、使用の日時、場所及び方法は、隣地の所有者及び隣地を現に使用している者（**隣地使用者**）のために**損害が最も少ないもの**を選ばなければならない。
    - ③第1項の規定により隣地を使用する者は、あらかじめ、その目的、日時、場所及び方法を隣地の所有者及び隣地使用者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用を開始した後、遅滞なく、通知することをもって足りる。



# IV 法律にも良い点はある

- 1. 法律にも判例にも著作権がない(著作権フリー)ので, タダで学習ができる。
- 2. 原典はただ一つで, 誰とでも共有でき, しかも変更可能
- 3. 法律を学習すると世界平和に貢献できる





# 1. 法律にも判例にも著作権がないので、 タダで学習ができる。

- 「君たちの著作権は私が守る。
- でも、私の著作権は放棄する。
- 自由に使ってくれ。」
- 著作権法 第13条(権利の目的とならない著作物)
  - 次の各号のいずれかに該当する著作物は、この章の規定による権利の目的となることができない。
    - 一 憲法その他の法令
    - 二 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの
    - 三 裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの
    - 四 前三号に掲げるものの翻訳物及び編集物で、国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が作成するもの



## 2. 原典はただ一つで、誰とでも共有でき、しかも、変更可能

- 学説に争いが生じることがあるが、原典は一つ。
  - (1) 法律の原典：[インターネット官報](https://kanpou.npb.go.jp/) (https://kanpou.npb.go.jp/)，現行法令：[e-Gov 法令検索](https://elaws.e-gov.go.jp/) (https://elaws.e-gov.go.jp/)
  - (2) [日本法令外国語訳データベースシステム](https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja) (https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja)
  - (3) 立法理由：[法律基盤](https://www.law.nagoya-u.ac.jp/jalii/meiji/civil/) (https://www.law.nagoya-u.ac.jp/jalii/meiji/civil/)
- 解釈の割れているところは、最高裁の解釈に従っていると、実務的には多くの場合は問題がない
  - [判例](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search1) (https://www.courts.go.jp/app/hanrei\_jp/search1)
  - (ただし判例変更がよく行われるので、最高裁の判例を信じすぎると危ない)。



# 3. 法律を学習すると世界平和に貢献できる



■ 問題を平和的に解決するための、解釈技術と立法技術を磨くことができるようになる。

## ■ 法律の女神

- 目隠し(衡平と弁論主義)
- 天秤(当事者の言い分をよく聴き, ルールに従って判断する)
- 剣(判決に任意に従わない場合は, 強制する)

# 自己実現を目指そう

## ■ (1) 他人を大切する

- 人間の多様性を認め、尊敬し、友情を深める(憲法24条, 25条)

## ■ (2) 自分を高める

- 限界を超えるほどの学習を習慣づける(憲法26条, 27条, 30条)

## ■ (3) 失敗を恐れずチャレンジする

- 失敗したらやり直す・償う(民法697条, 709条, 憲法98条)



# V 法学をマスターするための 効率的な学習方法

- 1. これまでの学習方法
- 2. ゼミや臨床法学教育での学習方法
- 3. 今後の学習方法⇒加賀山茂=渡辺靖明『子供のための法学入門』の紹介



# 1. これまでの学習方法

## ■ 推論の順序

- (1) 条文からスタート
- (2) 条文の意味を教科書や注釈書で理解する
- (3) 条文が適用された判例を読むことによって、そのような事実に条文が適用されるのかを知る。

## ■ 医学部の学生の学習方法との対比

- 医学部の学生が、すべての病名を暗記し、その病名によって生じる症状を理解し、その病状を治癒する方法、または、予防する方法を学習するのと似ている。
- しかし、この方法では、救急患者が担ぎ込まれた場合に、その病状から、逆に、病名を推論することは簡単ではない。



## 2. ゼミや臨床法学教育での学習方法

### ■ 推論の順序

- 具体的な事件からスタート
- その事例に類似する判例を検索し、その事例に適用されるべき複数の条文を推論
- 具体的な事件にそれぞれの条文を適用した結果を吟味、議論
- 最も適切な条文を発見する

### ■ 医学部のインターンの研修との対比

- 医学部のインターンが総合診療医の指導の下に臨床教育を受けるのと似ている。
- 法学部の問題点は、学生が受講するゼミは、民法とか、刑法とかの1分野に限定され、多くても2分野のゼミを履修することができる程度なので、臨床教育を受ける機会がほとんどないことにある。



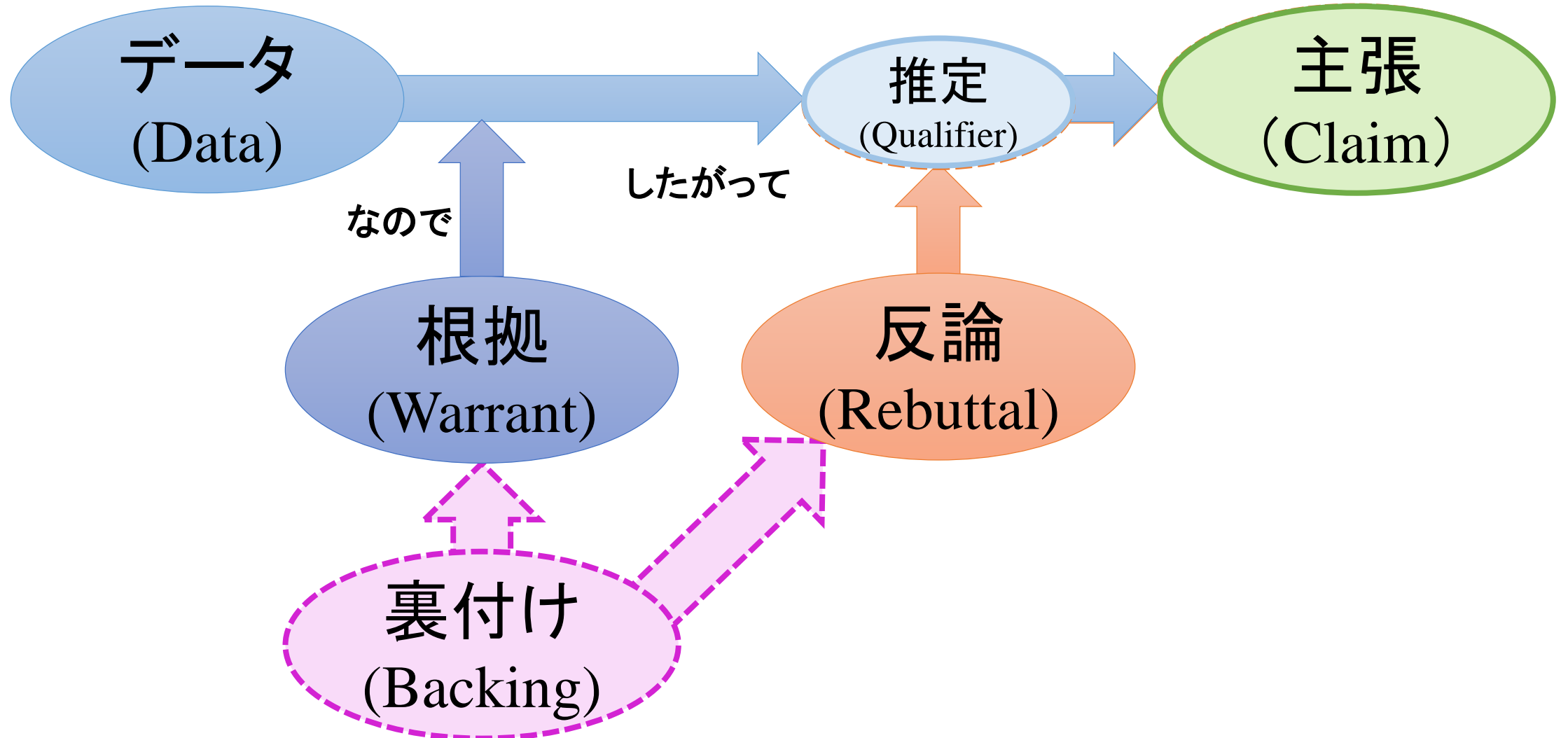
# 法律家の思考方法IRAC(アイラック)

法的分析	Issue		論点・事実の発見
	Rules		ルールの発見
	A	Application	ルールの適用
Argument		原告・被告の議論	
法的議論	Conclusion		具体的な結論





# トウールミンの議論の図式



### 3. 今後の学習方法⇒加賀山茂=渡辺靖明 『子供のための法学入門』の紹介

- (1) 1. の学習から始めるとともに、条文を具体例を通じて理解するように学習する。
  - →穴埋め学習法
- (2) 判例を学習する場合に、事例を変更してみて、その場合には、適用条文が変化することを自覚的に学習する。→事例を変更した場合に適用条文を変更しなければならないことを学習する。
  - シナリオ・アドリブ学習方法
- (3) 事例から条文の発見を行い、条文の要件から、未発見の事実を発見するという、行きつ戻りつの学習を繰り返す。



# 参考文献

## ■ 法律家の思考方法

- [イェーリング](#)(小林孝輔=広沢民生 訳)『[権利のための闘争](#)(原著1872年)日本評論社(1978)
- [カイク・ペレルマン](#)(江口三角 訳)『[法律家の論理—新しいレトリック](#)』木鐸社(1986)
- [フィッシャー=ユーリー](#)(金山宣夫, 浅井和子 訳)『[ハーバード流交渉術](#)』三笠書房(1990)
- [加賀山茂](#)『[現代民法 学習法入門](#)』信山社(2007)
- [平井宜雄](#)『[法律学基礎論の研究—平井宜雄著作集 I](#)』有斐閣(2010)

## ■ ヒトの本質に迫る

- [レオン・フェスティンガー](#)(末永俊郎 監訳)『[認知的不協和の理論](#)』誠信書房(1965)
- [シーナ・アイエンガー](#)(櫻井祐子 訳)『[選択の科学](#)(The Art of Choosing)』岩波書店(2010)
- NHKスペシャル取材班『[ヒューマン—なぜヒトは人間になれたのか—](#)』角川書店(2012)

## ■ 議論の方法

- 福澤一吉『[議論のレッスン](#)』NHK生活人新書(2002)
- 岩田宗之『[議論のルールブック](#)』新潮新書(2007)206頁
- [スティーヴン・トゥールミン](#)(戸田山和久, 福澤一吉 訳)『[議論の技法](#)(The Uses of Argument(1958, 2003)) [トゥールミンモデルの原点](#)』東京図書(2011)

## ■ 学習方法論

- 井上尚美『[言語論理教育入門—国語科における思考—](#)』明治図書(1989)
- [フリチョフ・ハフト](#)／[平野敏彦](#) 訳『[レトリック流法律学習法](#)』〔レトリック研究会叢書2〕木鐸社(1992年)
- 市川伸一『[考えることの科学](#)』中公新書(1997)
- 戸田忠雄『[教えるな！—できる子に育てる5つの極意](#)』NHK出版新書(2011)
- 吉田利宏『[元法制局キャリアが教える法律を読む技術・学ぶ技術](#)』〔改訂4版〕ダイヤモンド社(2022/4/13)

